

東浦町こども計画（案）について

1 計画の背景、経緯

2024 年度までを計画期間とする「第 2 期東浦町子ども・子育て支援事業計画」が計画期間の満了を迎えるにあたり、こども基本法第 10 条の規定に基づき、子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者計画及び市町村行動計画を一体のものとし、東浦町子どもの貧困対策推進計画及び東浦町児童虐待防止対策推進計画の内容も包含することで、子ども施策に関する事項を統一的にまとめた「東浦町こども計画」を策定します。また、当該計画は、第 6 次東浦町総合計画と第 2 次東浦町地域福祉計画を上位計画とし、他の福祉関係計画とも整合性を考慮して策定するものです。

2 計画の基本理念

のびやかなこどもの育ちと子育ての喜びが実感できる笑顔あふれるまち

3 計画の期間、進行管理

2025 年度～2029 年度の 5 年間を計画期間としています。各施策の取組状況や達成状況を確認するため、東浦町子ども・若者会議において、毎年その進捗状況等を確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の策定経過

（1）東浦町子ども・若者会議（委員 18 名）

第 1 回 令和 6 年 7 月 3 日

第 2 回 令和 6 年 9 月 12 日

第 3 回 令和 6 年 10 月 11 日

（2）行政経営会議

令和 6 年 10 月 25 日

（3）全員協議会

令和 6 年 11 月 12 日

5 今後のスケジュール

（1）令和 6 年 12 月 2 日～令和 7 年 1 月 6 日 パブリックコメント

（2）令和 7 年 1 月 31 日 第 4 回東浦町子ども・若者会議

（3）令和 7 年 3 月 計画策定